

2022年10月28日

お客さま各位

ウリ信用組合

当座勘定規定の改定について

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では2022年11月の「電子交換所」設立に伴い、全国各地に設置されている現在の手形交換所が全て廃止され、原則すべての手形、小切手類を「電子交換所」で取扱うこととなります。

これに伴い当組合は、2022年11月4日から下記の通り当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 改定日 2022年11月4日（金）
 2. 改定する規定
 - ・当座勘定規定（一般当座用）
 3. 主な改訂内容
 - ・振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
 - ・イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
 - ・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止※に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除
- ※廃止日は電子交換所の交換決済開始日である2022年11月4日となります。

主な改定内容につきましては、「新旧対照表」をご確認ください。

以 上

当座勘定規定（一般当座用）新旧対照表

新	旧
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① （同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② （同左）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③（省略）</p> <p>④ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>④ （同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項</p>

<p>造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>と同様とします。</p> <p>③ (同左)</p>
<p>第25条(解約)</p> <p>①～③(省略)</p> <p>④ 電子交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>第25条(解約)</p> <p>①～③(省略)</p> <p>④ <u>手形交換所</u>の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>
<p>第27条(電子交換所規則による取扱い)</p> <p>① この取引については、前各条のほか、<u>関係のある電子交換所の規則</u>に従って処理するものとします。</p> <p>② <u>電子交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>第27条(<u>手形交換所規則</u>による取扱い)</p> <p>① この取引については、前各条のほか、<u>関係のある手形交換所の規則</u>に従って処理するものとします。</p> <p>② <u>関係のある手形交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第28条(個人信用情報センターへの登録)</p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p>1. <u>差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p>2. <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p>3. <u>手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>
<p>以下、項番繰上げ</p>	